

マーサー・インベストメンツ部門

# 利益相反に関する 声明

2024年3月

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 1. はじめに.....                                 | 1  |
| 2. 定義.....                                   | 3  |
| 3. 利益相反の認識.....                              | 4  |
| 4. 利益相反の種類.....                              | 5  |
| 5. 利益相反の具体例 .....                            | 6  |
| • マーサー・インベストメンツ部門とクライアント間の利益相反 .....         | 6  |
| – クライアントとの料金設定 .....                         | 6  |
| • マーサーやマーシュ・マクレナン内の複数の事業部門または法人間で生じる利益相反 ..8 |    |
| – サービスとソリューション .....                         | 8  |
| – アセットマネジャー調査の利用可能性.....                     | 10 |
| – 特定の証券発行 .....                              | 11 |
| – アセットマネジャーおよびその他のサービスプロバイダとの取り決め .....      | 11 |
| • クライアントと従業員、その家族間、または重要な個人関係の利益相反 .....     | 13 |
| • マーサー・インベストメンツ部門のクライアント間の利益相反 .....         | 14 |

# 1

## はじめに

マーサーは、健康、資産、キャリアの分野における大手グローバルコンサルティング会社です。マーサーは、企業にとって最も重要な資産である人材の健康、資産、成果の向上のために、世界中のクライアントを支援しています。マーサーは、マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズ（NYSE：MMC）の一部門です。マーサーは、70年以上にわたってクライアントのニーズに応えることに専心してきました。

マーサーのウェルス事業は、投資およびリタイアメントサービスの世界的な大手プロバイダです。

マーサーのウェルス事業の投資セグメント（「マーサー・インベストメンツ部門」）が提供する投資サービスには、調査、分析ツール、投資助言の提供、ならびに投資ポートフォリオと投資ファンドの一任管理を含めた投資助言の実施などがあります。この利益相反に関する声明（以下「声明」）は、マーサー・インベストメンツ部門が投資事業に関して特定した利益相反全般をまとめ、マーサー・インベストメンツ部門がこうした利益相反をどのように管理し、緩和しているかを説明するものです。ただし、現在わかっている、あるいは今後発生する可能性のある利益相反のすべてを網羅しているわけではありません。この声明はグローバル開示文書として、マーサー・インベストメンツ部門が投資サービスを提供する国と地域のあらゆる利益相反に対処することを意図したものでも、対処するものでもありません。また、現地規制を満たすために、マーサー・インベストメンツ部門が別途発行する利益相反に関する声明に優先することも意図していません。また、他のマーサーおよびマーシュ・マクレナンの事業部門やセグメントとの関係に関連する利益相反すべてを網羅することも意図していません。

利益相反とは、実際に存在するか、または外見上存在するかにかかわらず、個人または企業が他方を犠牲にして一方に便宜を図ろうとすることを意味します。こうした利益相反には、さまざまなプロフェッショナル・サービスを提供する大手企業であれば、どこにでも内在するものもあれば、マーサー・インベストメンツ部門がクライアントに提供するサービスの本質に由来するものもあります。マーサー・インベストメンツ部門は、倫理と透明性を重んじた事業活動を行うことに取り組んでいます。また、主にクライアントの利益を守るために定めた慣行、方針手順、および情報開示を通じて、このような利益相反の管理に努めています。さらに、投資プロセスや当部門の最善の判断以外の要因に基づく意思決定により、運用実績が標準を下回る危険が生じ、クライアントとの関係が弱体化するおそれがあります。

マーサー・インベストメンツ部門  
利益相反に関する声明

この声明を読んで不明な点がある場合、または具体的な内容に関する詳細が必要な場合は、マーサー・インベストメンツ部門担当者までお問い合わせください。

## 2 定義

この声明の用語は次の意味で使われています。

「投資ソリューション」（別名：「OCIO」、「受託者管理」、「委任ソリューション」）とは、マーサー・インベストメンツ部門が提供する投資運用サービスを指します。マーサー・インベストメンツ部門は通常、クライアントのポートフォリオまたはその一部に対して裁量権を行使します。

「マーシュ・マクレナン」とは、マーシュ・アンド・マクレナン・カンパニーズとその関連会社を指します。

「マーサー」とは、世界各地のさまざまな法人を通じて事業を展開するマーシュ・マクレナンの一事業を指します。

「マーサー・ファンド」とは、マーサー事業体により編成され、運用される投資ファンドを指します。

「マーサー・ウェルス」とは、マーサーの投資およびリタイアメントサービスを提供する事業部門を指します。

### 3

# 利益相反の認識

利益相反の特定、回避、管理、および軽減には、常に取り組んでいく必要があります。マーサー・インベストメンツ部門は、その業務慣行、統制および監督プロセス、クライアントとのコミュニケーション、開示レビュー、ピアレビュー手順、継続的なトレーニング、監視、テストを通じて、利益相反の認識環境を構築することを信条としています。このプロセスは、主に次のような要素で構成されます。

- **行動規範** - 従業員には、マーシュ・マクレナンの行動規範『[The Greater Good](#)』の順守が就業条件として義務付けられています。『[The Greater Good](#)』には、利益相反を含む倫理問題に対応する際の明確な要件およびガイドラインが定められています。
- **贈答品および接待に関する方針** - 従業員は、贈答、飲食、または接待を受けることで不正に影響を受けないようにするために定められた、贈答品および接待に関する方針を順守する義務があります。
- **守秘義務** - 従業員は、クライアントの秘密を保護し、インサイダー取引とこれに関連する適用法規制を順守する義務があることについて説明を受けています。
- **個人的投資の報告** - マーサー・インベストメンツ部門の一部従業員には、適用法規制に従って個人的投資を規定する方針も適用されます。これには通常、特定の個人的投資を報告することや必要に応じて事前に承認を受けることが義務付けられています。
- **管理職および社外の役職** - 従業員には、利益相反が生じる可能性があるマーサー・インベストメンツ部門以外の役職を受諾し、就任する前に、承認を求めることが義務付けられています。
- **調査およびレーティングプロセス** - 調査担当者と関連スタッフは、方針とガイドラインに従って業務を遂行しており、投資調査およびレーティングプロセスの完全性保護を目的としたトレーニングが提供されます。調査とレーティングは、マーサーまたはマーシュ・マクレナンの取引関係にかかわらず、戦略や対象に対する専門家またはチーム固有の意見を表明したものです。

## 4 利益相反の種類

利益相反は以下の関係で起きる可能性があります。

- マーサー・インベストメンツ部門とクライアント間
- マーサーやマーシュ・マクレナン内部の事業分野間または法人間
- マーサー・インベストメンツ部門の管理部門または従業員、マーサー・インベストメンツ部門のクライアント
- クライアントまたはクライアントグループ

利益相反は、以下のような状況で生じる可能性があります。

- よりシンプルで低コストのソリューションが利用可能な場合に、より複雑でコストの高いソリューションの提供を通じてなど、特定の種類のソリューションやクライアント契約からより良い収益や利益を獲得するとき
- クライアントにサービスや商品を提供する者とマーサー・インベストメンツ部門が関係を持つとき（料金設定や手数料など）
- クライアント、サービスプロバイダ、アセットマネジャーから機密情報を受領した場合
- マーサーやマーシュ・マクレナンの従業員に業績、紹介、または営業関連の報酬が支払われたとき
- マーサーまたはマーシュ・マクレナン従業員がクライアントやサービスプロバイダと個人的に関係があるとき
- 贈答や接待がクライアントや見込み客に提供されるとき、または現在または将来的なサービスプロバイダからスタッフに提供されるとき
- 従業員がマーサー・インベストメンツ部門以外の役職に就任したとき
- マーサーやマーシュ・マクレナン事業体間で協力するとき

## 5 利益相反の具体例

以下に、マーサー・インベストメンツ部門の潜在的な利益相反とその管理方法および緩和策を説明します。

### マーサー・インベストメンツ部門とクライアント間の利益相反

マーサー・インベストメンツ部門のサービスは、クライアント個別の希望に応じて当部門との関係レベルを選択できるように一連のサービスとして提供されます。このビジネスモデルは、クライアントに多大な柔軟性を提供する一方、マーサー・インベストメンツ部門は、自社の利益とクライアントの利益との間に利益相反が生じる可能性を認識しています。以下に、この種の主な利益相反の説明とその管理方法と緩和策を示します。

#### クライアントとの料金設定

マーサー・インベストメンツ部門は多様な料金設定で、さまざまなサービスをクライアントに提供しています。現行の料金設定には、定額料金、時間制料金、助言または運用対象の資産に基づく手数料、パフォーマンスに応じた調整が付随する料金などがあります。一部の資産クラスでは、サービスやソリューションの複雑性が高いことがあるため、マーサー・インベストメンツ部門は、複雑性の高いサービスやソリューションに対して、別途料金レートを設定することがあります。そのような状況では、マーサー・インベストメンツ部門には、よりシンプルで低コストのソリューションが利用できる場合でも、より複雑で高コストのソリューションをクライアントに提案する、またはコストの高い資産クラスに配分を推奨する誘因が生じることがあります。

マーサー・インベストメンツ部門の投資ソリューションは、第三者アセットマネジャーにより実施されます。マーサー・インベストメンツ部門は、投資ソリューションの商品とサービスに第三者アセットマネジャーが採用される状況では、できるだけ手数料を低く設定するよう交渉しています。

特定の法域では、マーサー・ファンドを通じて投資ソリューションを実施しています。マーサー・インベストメンツ部門は、特定のマーサー・ファンドから手数料を受け取りますが、これにより、別のファンドや第三者ファンドに優先してマーサー・ファンドを提案、推奨、選択する誘因が発生する可能性があります。

クライアントの希望に応じて、一部の投資ソリューションのクライアントには、マーサー・インベストメンツ部門より第三者アセットマネジャーに支払われる投資運用手数料とは別に（またはこれに追

加して)、マーサー・インベストメンツ部門に支払われる手数料を定めた料金を設定しています。この設定は「ネット料金」または「個別料金」と呼ばれます。一方、他の投資ソリューションのクライアントには、マーサー・インベストメンツより第三者アセットマネジャーに支払われる投資運用手数料込みで、マーサー・インベストメンツ部門に支払う手数料を定めた料金を設定しています。この設定は「総額料金」または「一括料金」と呼ばれます。総額ベースの料金設定では、料金または数量割引(マネジャーが運用する資産額が増加すると、マネジャーに支払われる手数料が減るなど)を交渉して、資産クラスや第三者アセットマネジャーを選択することにより、マーサー・インベストメンツ部門が利益を得ることがあります。また、主にこうしたマネジャー手数料に基づいて、第三者アセットマネジャーを選択する誘因が生じる可能性もあります。

### 軽減策(対策)

- マーサー・インベストメンツ部門は、文書化されたプロセスに従って第三者アセットマネジャーを調査、評価、推奨、選択しますが、その際に、手数料以外にも、複数の要因を考慮しています。これらのプロセスでは、全サービスで一貫したガバナンスを実践しています。
- マーサー・インベストメンツ部門では、クライアントとの料金設定を開示文書やクライアント契約に明確に記載しており、適用される法規制に準拠して構成されています。マーサー・インベストメンツ部門は、手数料免除やクレジットの使用など、別のファンドや第三者ファンドよりもマーサー・ファンドを推奨する誘因を排除するよう、クライアントおよびマーサー・ファンドとの料金設定を構成するよう努めています。マーサー・インベストメンツ部門がクライアントから手数料を受け取り、そのクライアントが投資するマーサー・ファンドからも手数料を受け取る場合、手数料を個別にクライアントに開示して、承認を受けています。特定の場合、クライアントにマーサー・ファンドへの投資を認める、または承認するよう依頼することがあります(マーサー・インベストメンツ部門とクライアント間の投資運用契約の承認、またはマーサー・ファンド個別の契約を通じて)。
- 資産配分または資金提供決定の推奨案を提出する際に、マーサー・インベストメンツ部門では各クライアントの投資ニーズや目標、財務状況、リスク許容度、長期的な利益、さまざまな資産クラスのリスク特性などの複数の要因を考慮しています。また、クライアントは通常、運用対象のアカウント内の資産配分やリスクの設定基準をマーサー・インベストメンツ部門に提示しますが、それらの基準はクライアントの同意がなければ変更できません。ある特定の資産クラスで投資の複雑度が高いことを理由に、マーサー・インベストメンツ部門がクライアントから高い手数料を受け取る場合、マーサー・インベストメンツ部門とクライアント間の契約の一環として、かかる手数料をクライアントに開示して、承認を受けています。
- マーサー・インベストメンツ部門は、投資のパフォーマンスとリスク目標をクライアントとともに設定し、定期的に見直しています。

## マーサーやマーシュ・マクレナン内の複数の事業部門または法人間で生じる利益相反

### サービスとソリューション

マーサー・インベストメンツ部門は、資産配分、資産クラス、投資戦略、具体的な投資や投資プロバイダ（アセットマネジャーまたはファンドの推奨事項を含む）から投資の推奨や一任投資運用契約の実施まで、クライアントに多数のサービスとソリューションを提供しています。さらに、自社の投資ソリューションをはじめ、クライアントの行動に役立つサービスを提供することもあります。マーサー・インベストメンツ部門の投資ソリューション事業は、投資運用に関連してマーサー・インベストメンツ部門の最善のアイデアを取り入れ、状況によっては、投資運用以外の分野でマーサー・インベストメンツ部門の最善のアイデアを組み込んでサービスを提供するよう努めています。このようなソリューションには、導入済みのコンサルティング・サービスやマーサー・インベストメンツ部門のダイナミックなリスク回避サービスなどが含まれます。一部の法域では、アセットマネジャーの投資戦略にアクセスできるよう、マーサー・インベストメンツ部門がプラットフォームを提供しています。こうしたソリューションでは通常、マーサー・ファンドが使用されるため、マーサー・インベストメンツ部門とクライアントの間に利益相反が生じる可能性があります。

クライアントがマーサー・インベストメンツ部門との業務範囲拡大を選択した場合、またはマーサー・インベストメンツ部門を投資ソリューションプロバイダとして選択した場合、マーサー・インベストメンツ部門は通常、クライアントが第三者プロバイダからサービスを受ける場合やマーサー・インベストメンツ部門とアドバイザーのみの関係にある場合に比べて、追加の収益や利益を獲得することになります。そのため、マーサー・インベストメンツ部門の従業員が、投資ソリューションなどの追加のサービスをクライアントや見込み客に不適切に導入する誘因が生じる可能性があります。また、マーサー・インベストメンツ部門では、報酬を決定する際に、新規の売上やその他の商業的目標に対する従業員の全体的な貢献を考慮しています。マーサー・インベストメンツ部門やその他のマーシュ・マクレナン事業部門の一部従業員は、適用法規制で許容される範囲で投資ソリューションの目論見を言及することにより、直接インセンティブ報酬を受け取る資格を有します。そのいずれでも、従業員に同様の誘因が生じる可能性があります。

さらに、クライアントと提供可能なサービスを話し合う際に、自社で同様のサービスを提供している場合、マーサー・インベストメンツ部門は通常、他のプロバイダの投資サービスの使用を推奨しません。

クライアントがアドバイザーのみの関係から投資ソリューションに移行した場合、マーサー・インベストメンツ部門は通常、投資ソリューション構成の一部として、アドバイザーサービスを継続して提供します。マーサー・インベストメンツ部門が、継続的なアドバイザーサービスの一環として、他のプロバイダの同様のソリューションと比較して、自社の投資ソリューションを評価した場合、利

益相反が生じる可能性があります。ただし、以下に説明するように、マーサー・インベストメンツ部門の方針として、自社のサービスや実績を評価しないことにしています。

クライアントが投資サービスと投資以外のサービス（年金バイアウトなどの戦略を通じた年金リスク管理に関する助言など）のいずれでもマーサー・インベストメンツ部門を今後も利用する場合、クライアントが投資サービスを保持、延長、増加して、マーサー・インベストメンツ部門の収益増につながることを期待して、助言を提供する誘因が生じる可能性があります。

### 軽減策（対策）

- マーサー・インベストメンツ部門は、クライアントに投資ソリューションを紹介する際に従うべきプロトコルを採用しています。このプロトコルには、マーサー・インベストメンツ部門とクライアントとの関係がアドバイザーのみのアプローチに基づく場合と投資ソリューションアプローチに基づく場合との違いを完全に理解できるように開示情報が記載されているため、クライアントは十分な情報に基づいた意思決定ができます。
- マーサー・インベストメンツ部門の方針として、クライアントのニーズに適切とマーサー・インベストメンツ部門が合理的に確信する場合にのみ、投資ソリューションおよびマーサー・ファンドがクライアントに提供されます。
- 特定のサービスについてマーサー・インベストメンツ部門と契約する、またはマーサー・ファンドに投資して、マーサー・インベストメンツ部門への支払額が増える前に、マーサー・インベストメンツ部門の料金とサービスに関する明確な開示情報がクライアントに提供されます。
- マーサー・インベストメンツ部門では、マーシュ・マクレナン従業員がマーサー・インベストメンツ部門のサービスに見込み客を紹介することに対して直接報酬を受け取る資格を得るために、従うべきプロトコルを採用しています。このプロトコルでは、見込み客が投資ソリューションのクライアントになった場合に、その従業員が受け取る紹介報酬が記載された開示情報を書面で提供することも紹介者の従業員に義務付けています。マーサー・インベストメンツ部門の従業員は、投資アドバイザーサービスを提供する既存のクライアントを紹介しても、直接インセンティブ報酬を受け取る資格はありません。さらに、個人の全体的な報酬を決定する際に、従業員の新規の売上とその他の商業目標に対する全体的な貢献を考慮するにあたって、マーサー・インベストメンツ部門は、多数の要因（事業開発目標の達成に限定しないなど）を考慮するよう設計された公式の業績評価および報酬システムを運用しています。
- 投資ソリューションの構成要素としてアドバイザーサービスを提供する際に、提供される助言の性質は、マーサー・インベストメンツ部門がアドバイザーのみの関係でクライアントに提供したことがある助言タイプとは異なります。特に、パフォーマンスに関するコメント、ならびに代替案についてのアドバイスは、マーサー・インベストメンツ部門の投資ソリューションのフレームワーク内で提供されるサービス、ソリューション、戦略、ファンドに限定されます。マーサー・インベストメンツ部門は、他のサービスプロバイダと比較して自社のサービスや業績を評価することはありません。

- 適切とみなされる場合、マーサー・インベストメンツ部門は、適用法規制に従うとともに、クライアントの最善の利益を念頭に置いて、同じクライアント（または関係するクライアント）に別途サービスを提供するマーサーのチーム間に情報障壁を確立します。

## アセットマネジャー調査の利用可能性

マーサー・インベストメンツ部門では、他のマーサー・インベストメンツ部門のクライアントに対して同じ情報を提供する前に、第三者アセットマネジャーに関する調査を特定のクライアント、コンサルティングチーム、投資ソリューションチームに提供する誘因が生じる可能性があります。潜在的価値がある情報の例として、第三者アセットマネジャーが提供する投資戦略のマーサー・インベストメンツ部門のレーティング変更、特定の戦略またはファンド商品への新たな投資が受け入れ可能かどうかの受託余力などが挙げられます。

アジアの特定の国では、マーサー・インベストメンツ部門は Mercer FundWatch™ を提供しています。これは、マーサー・インベストメンツ部門の第三者アセットマネジャーに関するグローバル調査に基づいた、ウェブベースの公開レーティングサービスです。Mercer FundWatch には、これらの国の個人投資家が利用できるファンド商品のレーティングが掲載されています。このサービスの一環として、投資ファンドを運用または配分する金融サービス会社は通常、ファンド商品のレビューとレーティング実施とレーティングの公表に対して、マーサー・インベストメンツ部門に支払っています。比較的レーティングが低いファンドを引き受ける会社は、ファンド商品の掲載に支払う可能性が低いと見込まれ、こうした会社はマーサー・インベストメンツ部門との取引関係を積極的に拡張しないと思われるため、マーサー・インベストメンツ部門には、Mercer FundWatch に参加するファンド商品に対して、高いレーティングを提供する誘因が生じる可能性があります。

## 軽減策（対策）

- マーサー・インベストメンツ部門では、MercerInsight™（投資マネジャーの機関データ、分析、調査プラットフォーム）にマネジャー調査に関する新規情報または更新情報を公開することにより、外部登録者と内部ユーザーのいずれもが同時に利用できるようにしています。調査情報には、第三者アセットマネジャーに関するニュース、マネジャーの投資戦略のレーティング変更に対するマネジャー調査チームの決定、新規投資の受け入れに関するマネジャーの受託余力に関する情報などが含まれています。
- マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査および Mercer FundWatch のファンド商品レーティング活動は、同一の一貫したデューデリジェンスプロセスに従って、第三者アセットマネジャーのレーティング（Mercer FundWatch の場合はファンド商品のレーティング）を決定します。これには、指名された委員会によるピアレビューと最終的な承認が含まれています。
- マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査チームは、Mercer FundWatch のレーティングも作成していますが、マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査およびレーティング配

信事業の商業的成功に責任を負いません。また、マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査チームの報酬は、調査売上と直接関連付けられていません。マネジャー調査チームは、高評価を付けた戦略の標準を超えるパフォーマンスに対して評価を受けます。レポート販売やその他の収益、またはマネジャー調査やレーティング配信に関連する販売活動は評価に勘案されません。

## 特定の証券発行

特定のマーサー関連会社が、証券発行に関与することがあります。たとえば、マーサー・インベストメンツ部門の事業、マーサー・インベストメンツ（HK）リミテッド（「MIHK」）は、保険リンク証券（「ILSes」および各「ILS」）の組成と取り扱いに関与しています。ILSesとは、投資家が一定の保険料と引き換えに保険リスクの代償を払う、保険会社または再保険会社が発行する債券です。

マーサー・インベストメンツ部門が、MIHKが組成または販売したILSes、またはマーサー関連会社が発行に関与するその他の証券タイプに投資するようクライアントに推奨すると、この活動により利益相反が生じる、または利益相反とみなされる可能性があります。同様に、マーサー・ファンドまたはその他のクライアントアカウントの管理にマーサー・インベストメンツ部門が採用したアセットマネジャーは、MIHKが組成または販売するILS、またはマーサー関連会社が発行に関与する別の証券タイプにファンドまたはアカウント資産を投資することがあります。

## 軽減策（対策）

- ILS またはマーサー関連会社が発行に関与したその他の証券に関連するマーサー関連会社の役割は、かかるILSまたはその他の証券の目論見書に開示されます。
- マーサー・インベストメンツ部門は、第三者アセットマネジャーの戦略のレーティング、推奨、または選択について文書化されたプロセスに従っています。これらのプロセスでは、グローバルに一貫したガバナンスを実践しています。特定の証券発行への投資は、マーサー・インベストメンツ部門のレーティングプロセスでは考慮されません。

## アセットマネジャーおよびその他のサービスプロバイダとの取り決め

マーサー・インベストメンツ部門では、マーサー・インベストメンツ部門がマネジャーとの間で定めた料金設定に応じて、特定のマネジャーのレーティングに便宜を図ったり、特定のマネジャーにクライアントの資産を配分しようとする誘因が生じる可能性があります。たとえば、マーサー・インベストメンツ部門には、運用するマーサー・インベストメンツ部門のクライアントの資産額に基づいて数量割引を提供する、または Mercer FundWatch を介してレーティングされた投資ファンドに支払いをする第三者アセットマネジャーを優遇する誘因が生じる可能性があります。

さらに、マーサー・インベストメンツ部門が戦略をレーティング、レビュー、推奨する第三者アセットマネジャー（またはその関連会社）が、マーサー・インベストメンツ部門またはその関連会社のクライアントであることもあります。たとえば、これらの企業はマーサー・インベストメンツ部門やその関連会社に働きかけて、サービスを提供する、マーサー・インベストメンツ部門が所有するソフトウェアやプラットフォームを使うためにライセンスを購入する、またはマーサー・インベストメンツ部門のグローバル投資フォーラムに参加料を支払うことがあります。マーサー・インベストメンツ部門やその関連会社は、マーサー・インベストメンツ部門やその関連会社が推奨または使用するマネジャーの特定の親会社や関連会社にコンサルティングまたは投資ソリューションを提供しています。マーサー・インベストメンツ部門やその関連会社がこのような第三者アセットマネジャーやその関連会社からクライアントとして得る収益は、これらのマネジャーを推奨する、またはその戦略を他のマネジャーの戦略よりも高く評価する誘因になる可能性があるため、マネジャーを客観的に推奨、選択、解約するマーサー・インベストメンツ部門の能力を妨げるおそれがあります。

投資ソリューションサービスの提供と関連して、マーサー・インベストメンツ部門は、クライアント関係、配分または委託契約、記録管理または管理、下請関係など、マーサー・インベストメンツ部門やその関連会社がその他の取引関係を持つ他のタイプのサービスプロバイダを選択して、監督することがあります。これらの関係から得た商業的利益により、マーサー・インベストメンツ部門がかかるサービスプロバイダに関連して選択、監督、解約を決定するにあたって、利益相反が生じる可能性があります。

### 軽減策（対策）

- マーサー・インベストメンツ部門は、第三者アセットマネジャーの戦略のレーティング、推奨、または選択について文書化されたプロセスに従っています。これらのプロセスでは、グローバルに一貫したガバナンスを実践しています。
- 投資の評価、選択、解約分析の要因として、マーサー・インベストメンツ部門は、第三者アセットマネジャーやその他のサービスプロバイダのマーサー・インベストメンツ部門やその関連会社のクライアントとしてのステータス、サービスプロバイダとのその他の商業的關係を考慮しません。
- マーサー・インベストメンツ部門は、マーサー・インベストメンツ部門やその関連会社のクライアントでもある第三者アセットマネジャーやその他のサービスプロバイダに対する優遇を防ぐために、合理的に設計されたベンダー選定プロセスを採択しています。
- マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査チームは、Mercer FundWatch のレーティングも作成していますが、マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査およびレーティング配信事業の商業的成功に責任を負いません。また、マーサー・インベストメンツ部門のマネジャー調査チームの報酬は、調査売上と直接関連付けられていません。マネジャー調査チームは、高評価を付けた戦略の標準を超えるパフォーマンスに対して評価を受けます。レポート販売やその

他の収益、またはマネジャー調査やレーティング配信に関連する販売活動は評価に勘案されません。

## クライアントと従業員、その家族間、または重要な個人関係の利益相反

マーサー・インベストメンツ部門の従業員、その家族、従業員と重大な個人関係がある人物が関与する場合、そのような人物とマーサー・インベストメンツ部門のクライアント間に利益相反が生じる可能性があります。以下にこのような利益相反の例を示します。

- 従業員が株式を保有する、または取得する可能性がある法人内の機密情報へのアクセス
- サービスプロバイダから受ける個人的な利益（贈答品や接待など）
- アセットマネジャーまたはサービスプロバイダの担当者との個人的な関係により、マーサー・インベストメンツ部門の従業員によるアセットマネジャーやサービスプロバイダの評価に影響を与える可能性
- 収益目標などの財務的目標の達成に関連する個人の報酬
- マーサー・インベストメンツ部門の役職のほかに、マーサー・インベストメンツ部門以外で個人的に役職に就く（マーサー・インベストメンツ部門以外の企業で取締役就任するなど）ことにより生じる利益相反

### 軽減策（対策）

- マーサー・インベストメンツ部門には、このような利益相反を最小限に抑える方針、手順、規範があります。それは、『The Greater Good』、個人による証券取引に関するポリシー、贈答と接待に関するポリシー、管理職以外に適用されるポリシーなどです。
- マーサー・インベストメンツ部門は、第三者アセットマネジャーの戦略のレーティング、推奨、または選択について文書化されたプロセスに従っています。これらのプロセスでは、従業員間の個人的なつながりにかかわらず、グローバルに一貫したガバナンスを実践しています。
- マーサー・インベストメンツ部門では、マーサー・インベストメンツ部門の従業員と個人的なつながりを持つ第三者アセットマネジャーまたはその他のサービスプロバイダが優遇されないよう、合理的に設計されたベンダー選定プロセスを採択しています。
- 重要なポリシーへのコンプライアンスが監視され、従業員に必須のトレーニングを実施しています。
- マーサー・インベストメンツ部門では、個人の報酬を決定するにあたって、多くの要因を考慮する（売上や商業的目標の達成に限定しないなど）ように設計された、公式の業績評価および報酬システムを運用しています。

## マーサー・インベストメンツ部門のクライアント間の利益相反

マーサー・インベストメンツ部門は、大規模で多様なクライアント基盤を擁するため、同じ業界やセクターで競合したり、限られた投資機会を巡って相互に競合したりすることがあります。マーサー・インベストメンツ部門は、マーサー・インベストメンツ部門により重要とみなされるクライアントを、重要度が低いと認識される他のクライアントよりも優遇する誘因が生じる可能性を認識しています。さらに、マーサー・インベストメンツ部門には、他の一任勘定よりもマーサー・ファンドを優遇する誘因が生じることもあります。

マーサー・インベストメンツ部門のクライアントには、異なる投資目的、規制要件、価値や嗜好（持続可能な投資関連など）がある可能性もあります。

### 軽減策（対策）

- マーサー・インベストメンツ部門は、個別の状況や要請に応じて、クライアントごとに別途に、またはカスタマイズされた調査を提供することができますが、MercerInsight プラットフォームを介したマネジャー調査レーティング情報の開示タイミングに関して、差別化する、または一部のクライアントを優先することはありません。
- マーサー・ファンドとその他の一任勘定に対するマーサー・インベストメンツ部門の投資判断プロセスは、関連する規制要件を考慮し、一貫したプロセスに従って実施されます。また、このプロセスは関連法域の投資ガバナンス委員会によって監督されており、委員はクライアントの受託者責任に関してトレーニングを受けています。
- マーサー・インベストメンツ部門では、グローバル配分方針に従って、余力に制約のある投資機会を合理的かつ公正な方法でクライアントに配分するよう努めています。この方針では、マーサー・インベストメンツ部門が自社のクライアント、個人的目標、委任や投資戦略、その他の関連要素を提供することに同意したサービスを勧案しています。
- マーサー・インベストメンツ部門は、世界的に豊富なリソースを活用して、現地でクライアントごとに実施できる知的資本を開発して、特定のニーズ、投資目的、規制上の考慮事項、ソリューションに関する嗜好を考慮しながら、各クライアントの現状に対応します。
- マーサー・インベストメンツ部門は、コンサルタントがそれぞれのクライアントに応じてさまざまな意見を持ち、個別化され、時にはその判断が主観的であったりすることは、クライアントの利益になると確信しています。したがって、投資アドバイスは個々のクライアントの目的に応じて調整されています。そのため、クライアントごとに別途、またはカスタマイズされた助言が提供されることがあります。ただし、従業員は同じ知的資本と投資リソースを活用して、クライアント成果物をピアレビューして、各クライアントに提供される助言の質を一定に維持しています。

さらに、マーサー・インベストメンツ部門が各クライアントに対する義務を遂行するために必要な時間とリソースをつぎ込むことができるように、標準化されたプロセスが導入されています。

この声明を読んで不明な点がある場合、または具体的な内容に関する詳細が必要な場合は、マーサー・インベストメンツ部門担当者までお問い合わせください。

© 2024 Mercer (US) LLC. All rights reserved.

**Mercer (US) LLC**  
1166 Avenue of the Americas  
New York, NY 10036  
[www.mercer.com](http://www.mercer.com)